

## 日本統計学会統計教育賞規程

### (目的)

第1条 統計教育の研究及び実践において顕著な業績を挙げた個人又は団体を顕彰し、わが国の統計教育の発展並びに統計の普及、啓蒙に貢献することを目的とする日本統計学会統計教育賞（英名：JSS Education Award）を設ける。

### (対象範囲)

第2条 授賞の対象は、次に掲げる分野において多大の貢献のあった個人又は団体とし、日本統計学会の会員・非会員の別を問わない。

- (1) 統計教育に関する著書，論文
- (2) 統計教育の実践
- (3) 統計教育に用いるソフトウェア，テキスト，教材等の開発
- (4) 統計の普及，啓蒙
- (5) その他統計教育の発展に寄与する活動

2 授賞対象は、毎年2件以内とする。

### (選考方法)

第3条 授賞対象は、日本統計学会に設けた選考委員会が会員からの推薦を受けて選考する。選考委員会は、日本統計学会会長、前会長、理事長、統計教育委員会委員長、及び会長が推薦し社員総会が承認した者若干名により構成する。

2 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 最終選考は他の学会賞選考委員会との合同委員会における調整を経て決定する。

### (賞の内容)

第4条 授賞対象には、賞状及び賞牌を授与する。

### (発表方法)

第5条 選考委員会は、選考結果を日本統計学会社員総会及び会員大会に報告し、大会期間中に授賞式を行う。

### 付則

1. 本規程は2011年4月1日より施行する。
2. 本改定版は2018年3月4日より施行する。
3. 本改定版は2018年6月10日より施行する。